

100歳のお誕生日
おめでとうございます
新井市長と青木市議会議長が慶祝訪問



小泉 サダさん(5月11日訪問)
元気で働き者だったという小泉さん(4月30日生まれ・上栗須)。「草むしりをしなくちゃ」と今でも畑の様子に夢に出てくるほど。長生きの秘訣は体を動かすことだそうです。

情報公開制度
情報公開と個人情報保護制度実施状況

市が持っている行政情報の公開を市民が求める権利。これを保障することにより市民の市政参加を促進し、市政運営の透明化を確保することを目的とした制度です。
公開請求できる人 市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する個人または法人やその他の団体、公開を求める内容に利害関係有するものなど。また市内に住所を有しない個人または

情報公開制度 平成27年度の公開請求件数

公開請求件数	決定内容	件数	公開方法	
			件数	件数
17件	公開	5件	閲覧のみ	1件
	部分公開	11件	写しの交付のみ	15件
			閲覧と写しの交付	0件
非公開	1件			

法人である場合は、任意の公開としての申請を受け付けています。
個人情報保護制度
個人のプライバシーを守るため、市が持っている個人情報の適正な取り扱いをルール化し、市民が自分の情報の開示や訂正を請求する権利を保障し、公正で開かれた市政の推進に役立てる制度です。
問い合わせ 総務課(☎④2227)

個人情報保護制度 平成27年度の開示等の請求件数

開示請求件数	決定内容	件数	開示方法	
			件数	件数
1件	開示	0件	閲覧のみ	0件
	部分開示	0件	写しの交付のみ	0件
			閲覧と写しの交付	0件
非開示	1件			

「藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
「藤岡市公共施設等総合管理計画」を策定

日本は現在、人口減少という問題を抱えています。本市の人口も減少し続けており、平成72年にはピーク時の約半数になる恐れがあります。人口が減少すると、まちなぎわいが衰退する、公共施設・民間施設の利用者が減少する、市の税収が減少する、などさまざまな問題が考えられます。これらの問題に対して、人口減少による影響を和らげることを目的とした「藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と、老朽化が進む公共施設の適切な規模・在り方を検討し、最適な配置の実現を目指す「藤岡市公共施設等総合管理計画」を策定しました。両計画の全容は市ホームページおよび市役所市民相談室で閲覧できます。
まちづくりには市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。本市の人口減少に対する計画をぜひご覧ください。
問い合わせ 企画課(☎④2424)

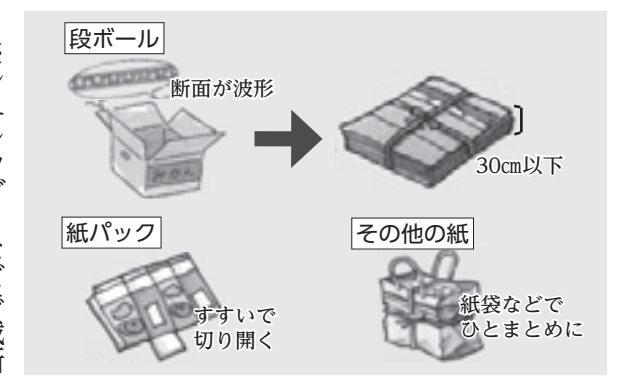
資源ごみの分別収集にご協力をお願いします

食品トレイや古紙類は可燃ごみとして燃やしてしまえばただのごみですが、資源ごみとして分別して出せば新しく生まれ変わることができます。本市はトレイや古紙類の分別収集に取り組んでいます。回収したものはリサイクル業者に引き渡し、資源として活用されます。



トレイ▽透明トレイ(例)肉や魚などの生鮮食料品トレイ、冷凍食品に使用されているトレイ、菓子やのりなどの仕切りトレイなど
※紙製の食品トレイは古紙類として分別してください。油汚れのあるトレイ、家電製品などの梱包に使われている発泡スチロール製の緩衝材、カップ麺の容器などは可燃ごみで出してください

古紙類の出し方
飛散しないよう、ひもなどでしばって出してください。
種類ごとの出し方 ▽新聞・雑誌類 ▽厚さ50cm以下でまとめる▽段ボール(断面が波形状のもの) ▽折りたたみ、厚さ30cm以下でまとめる▽紙パック ▽水で軽くすすいで切り開き、乾燥した後まとめる▽その他の紙(パンフレット、メモ帳、お菓子などの紙箱、包装紙など) ▽紙袋や段ボールなどに入れて、中身が出ないようにひもなどでしばる



分別収集を推進すること
で、ごみの減量化、リサイクルの推進などを図っていきます。皆さんのご理解ご協力をお願いします。
問い合わせ 清掃センター(☎②8305)

6月1日～7日は水道週間です

「じゃ口から
安心とどけ
未来まで」
(平成28年度水道週間スローガン)

「水」は私たちの生活に欠かすことができません。飲み水や料理にはもちろん、掃除や洗濯、トイレ、お風呂と朝起きてから夜寝るまで、私たちは絶えず水とともに過ごしています。

量の1期分
減免対象外 ▽壁の外に設置してある機器または配管からの漏水▽使用者の故意・事故(不注意)による漏水▽漏水修理が完了していない場合▽市指定給水装置工事業者以外の業者が漏水修理を行った場合▽過去1年以内に同一箇所

「水」は私たちの生活に欠かすことができません。飲み水や料理にはもちろん、掃除や洗濯、トイレ、お風呂と朝起きてから夜寝るまで、私たちは絶えず水とともに過ごしています。藤岡市の水道は、神流川から取り入れた水と井戸からくみ上げた地下水とを利用しています。これらの水を浄化

通常は目に見えない壁や地面の中の配管が、老朽化などにより自然漏水していた場合に、水道料金を減免する制度があります。
減免対象 壁の中や土の中など通常発見が困難な場所の漏水で、修理前1年間で最大水

指定給水装置工事業者へ提出書類 水道料金減免申請書・指定工事業者の工事証明書・漏水箇所の工事前、工事後の写真
減免額 減免する金額は、対象となる金額から減量(上の式)で算出した量(後の使用料金額を差し引いた金額)



減免する水量の算出
A = 対象となる最大水量
B = 直前6カ月の平均水量または前年同期の使用量、あるいは修理直後の漏水期間を含まない1期分の使用量
C = 減量する水量
 $C = (A - B) \times \frac{1}{2}$

対象となる金額から減量(上の式)で算出した量(後の使用料金額を差し引いた金額)
1) (☎②195) 申請・問い合わせ 経営課